（その１）　※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

千葉県選挙管理委員会 28.3.-8 千選管第 号

収支報告書（平成 27 年分）

1 政治団体の名称（ふりがな）（みんしゅとうちばけんそうしぶれんごうかい）
民主党千葉県総支部連合会

2 主たる事務所の所在地　千葉市中央区新千葉2-5-14　ニュー芳野ビル5F

3 代表者の氏名　田嶋　要

4 会計責任者の氏名　田中　信行

問合せ先
（担当者）山田　文雄
（電話）043-302-7710

【留意事項】
国会議員関係政治団体については，1万円を超える支出を記載し，コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお，すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体の区分
（政治資金規正法第１９条の７第１項）
☐ 第１号に係る国会議員関係政治団体
☐ 第２号に係る国会議員関係政治団体
・公職の候補者の氏名
・公職の種類
（該当する方に○→）（ 現職 ・ 候補者 ）
・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
☐ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
☑ 政党の支部	☐ 政党
☐ その他の政治団体（後援会等）	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団体の支部	☐ 政治資金規正法第19条の2第１項の規定による政治団体

活動区域の区分
☐ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☑ 無
☐ 有
（以下　指定「有」の場合のみ記載）
・公職の種類
（該当する方に○→）（ 現職 ・ 候補者 ）
・資金管理団体の届出をした者の氏名
・資金管理団体の指定の期間
☐ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

注意
(1) この表紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。
(2) 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
(3) 提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

（下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと）

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
1 5 1 0 9 0	2 7	2 8 0 3 0 8	56,407,464

収　支　の　状　況

全団体必要

（その２）

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）宣誓書は提出しなければならない。

１．収支の総括表

					十億	百万	千	円
(1) 収入総額（①+②）	0	1	0		163,	752,	148	
①（前年からの繰越額）	0	2	0		61,	019,	148	
②（本年の収入額＝A+B+C+D+E+F+G）	0	3	0		102,	733,	000	
(2) 支出総額（表(その13-1)の合計額）	0	4	0		107,	344,	684	
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）	0	5	0		56,	407,	464	

※収支がない場合であっても、０１０～０５０の欄にはすべて記入すること。

２．収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費								
金額 A	0	6	0		1,	152,	000	
員数	0	7	0				576	

(2) 寄附	行番			金額				備考
				十億	百万	千	円	
ア 寄附（イを除く。）の区分								
(ｱ) 個人からの寄附	0	8	0		17,	769,	000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕	0	9	0				0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0				0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ｳ) 政治団体からの寄附	1	1	0				0	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計（ア）+（イ）+（ウ）	1	2	0		17,	769,	000	080～110の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0				0	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	1	4	0				0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B（ア＋イ）	1	5	0		17,	769,	000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

（その３－１）

（３）機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティーを除く）

			事業の種類	金額 十億	百万	千	円	備考
			南関東青年委員会　会費			12,	000	
			懇親会会費			65,	000	
			研修会会費			180,	000	
8	0	0	この頁の小計			257,	000	
9	0	0	合計 C			257,	000	

→ この欄には何も記入しないこと。（以下同じ）

注意(1)政治資金パーティーを除く事業収入を記載するもので、例えば、機関紙誌の発行事業であれば「○○紙発行事業」、役員会や各種懇親会の会費収入であれば「○○会会費」、その他の事業にあっては「その他催物事業」と記載すること。
(2)政治資金パーティーについては、本表には記載せず、表(その3-2)へ記載すること。

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			民主党本部		19	550	000	H27.1.22	東京都千代田区永田町1-11-1	
			〃		1	200	000	H27.1.30	〃	
			〃		1	100	000	H27.2.20	〃	
			〃			150	000	H27.2.27	〃	
			〃		2	700	000	H27.3.6	〃	
			〃		8	000	000	H27.3.6	〃	
			〃			500	000	H27.3.10	〃	
			〃		1	500	000	H27.3.13	〃	
			〃		1	200	000	H27.3.20	〃	
			〃		5	000	000	H27.3.25	〃	
			〃		1	050	000	H27.4.23	〃	
			〃		5	000	000	H27.5.18	〃	
			〃		1	650	000	H27.6.18	〃	
			〃			600	000	H27.6.26	〃	
			〃			100	000	H27.7.31	〃	
8	0	0	この頁の小計		49	300	000			
9	0	0	合計 F							

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			民主党本部		1	000	000	H27.8.6	東京都千代田区永田町1-11-1	
			〃		1	800	000	H27.9.25	〃	
			〃		3	000	000	H27.10.28	〃	
			〃		9	000	000	H27.10.29	〃	
			〃		9	000	000	H27.12.10	〃	
			〃		1	800	000	H27.12.14	〃	
			民主党千葉県参議院選挙区第５総支部			5	000	H27.12.28	千葉市中央区本町2-2-6-102	
8	0	0	この頁の小計		25	605	000			
9	0	0	合計 F		74	905	000			

（その６）

（６）その他の収入									
			摘　　要	金　額 十億	百万	千	円	収入 年月日	備　　考
			公認料返金		1,	400,	000	H27.1.30	大川忠夫
			新人貸付金返金			600,	000	H27.4.17	安藤淳子
			〃			300,	000	H27.4.28	玉木実
			〃			600,	000	H27.5.1	伊藤仁
			〃			600,	000	H27.5.1	竹内直子
			〃			300,	000	H27.5.1	長島浩司
			〃			300,	000	H27.5.1	藤田仁志
			〃			600,	000	H27.5.1	飯塚誠
			〃			300,	000	H27.5.7	吉村啓治
			〃			600,	000	H27.5.21	野田剛彦
			〃			600,	000	H27.5.28	鈴木陽介
			〃			300,	000	H27.6.16	三橋三郎
			〃			600,	000	H27.6.29	守屋貴子
			〃			300,	000	H27.7.3	西牟田勲
8	0	0	この頁の小計		7,	400,	000		
8	1	0	１件10万円未満のもの				0		
9	0	0	合　計 G						

→※10万円未満のその他の収入については、合算してこの欄に記載すること。

注意．預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、１件10万円未満の収入については、「１件１０万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

（その６）

（６）その他の収入

			摘要	金額 十億	百万	千	円	収入年月日	備考
			新人賞付金返金			300	000	H27.8.11	吉田進
			〃			300	000	H27.8.25	鈴木均
			〃			300	000	H27.9.3	岡田智佳
			〃			300	000	H27.12.11	鈴木均
8	0	0	この頁の小計		1	200	000		
8	1	0	１件10万円未満のもの			50	000		
9	0	0	合計 G		8	650	000		

→※10万円未満のその他の収入については、合算してこの欄に記載すること。

注意．預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、１件10万円未満の収入については、「１件１０万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

（その7－1）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			田嶋　要		1,	299,	000		千葉市稲毛区小仲台5-5-1-405	衆議院議員	
						200,	000	27.1.21			
						100,	000	27.2.10			
						100,	000	27.3.10			
						100,	000	27.4.10			
						100,	000	27.5.8			
						100,	000	27.6.10			
						99,	000	27.7.10			
						100,	000	27.8.10			
						100,	000	27.9.10			
						100,	000	27.10.9			
						100,	000	27.11.10			
						100,	000	27.12.10			
8	0	0	この頁の小計		1,	299,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			野田　佳彦 〃		1,	299,	000 〃		船橋市薬円台6-21-10 〃	衆議院議員	
			〃			200,	000 〃	27.1.16 〃	〃	〃	
			〃			100,	000 〃	27.2.10 〃	〃	〃	
			〃			100,	000 〃	27.3.10 〃	〃	〃	
			〃			100,	000 〃	27.4.10 〃	〃	〃	
			〃			100,	000 〃	27.5.8 〃	〃	〃	
			〃			100,	000 〃	27.6.10 〃	〃	〃	
			〃			99,	000 〃	27.7.10 〃	〃	〃	
			〃			100,	000 〃	27.8.10 〃	〃	〃	
			〃			100,	000 〃	27.9.10 〃	〃	〃	
			〃			100,	000 〃	27.10.9 〃	〃	〃	
			〃			100,	000 〃	27.11.10 〃	〃	〃	
			〃			100,	000 〃	27.12.10 〃	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		1,	299,	000 〃				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			奥野　総一郎		1,	299,	000		千葉市中央区亀岡町8-8	衆議院議員	
						200,	000	27.2.10			
						100,	000	27.2.10			
						100,	000	27.3.10			
						100,	000	27.4.10			
						100,	000	27.5.8			
						100,	000	27.6.10			
						99,	000	27.7.10			
						100,	000	27.8.10			
						100,	000	27.9.10			
						100,	000	27.10.9			
						100,	000	27.11.10			
						100,	000	27.12.10			
8	0	0	この頁の小計		1,	299,	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			長浜　博行		1,	199,	000		浦安市美浜4-12-4	参議院議員	
						100,	000	27.1.9			
						100,	000	27.2.10			
						100,	000	27.3.10			
						100,	000	27.4.10			
						100,	000	27.5.8			
						100,	000	27.6.10			
						99,	000	27.7.10			
						100,	000	27.8.10			
						100,	000	27.9.10			
						100,	000	27.10.9			
						100,	000	27.11.10			
						100,	000	27.12.10			
8	0	0	この頁の小計		1,	199,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			小西　洋之		1,	199,	000		東京都千代田区麹町4-7	参議院議員	
						100,	000	27.1.9			
						100,	000	27.2.10			
						100,	000	27.3.10			
						100,	000	27.4.10			
						100,	000	27.5.8			
						100,	000	27.6.10			
						99,	000	27.7.10			
						100,	000	27.8.10			
						100,	000	27.9.10			
						100,	000	27.10.9			
						100,	000	27.11.10			
						100,	000	27.12.10			
8	0	0	この頁の小計		1,	199,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			綱中　肇			359,	000		千葉市中央区宮崎町663-2-604	千葉県議会議員	
						30,	000	27.1.21			
						30,	000	27.2.20			
						30,	000	27.3.20			
						30,	000	27.4.21			
						30,	000	27.5.21			
						30,	000	27.6.19			
						29,	000	27.7.21			
						30,	000	27.8.21			
						30,	000	27.9.18			
						30,	000	27.10.21			
						30,	000	27.11.20			
						30,	000	27.12.21			
8	0	0	この頁の小計			359,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			河野　俊紀			359,	000		千葉市美浜区打瀬1-2-2-F1305	千葉県議会議員	
						30,	000	27.1.21			
						30,	000	27.2.20			
						30,	000	27.3.20			
						30,	000	27.4.21			
						30,	000	27.5.21			
						30,	000	27.6.19			
						29,	000	27.7.21			
						30,	000	27.8.21			
						30,	000	27.9.18			
						30,	000	27.10.21			
						30,	000	27.11.20			
						30,	000	27.12.21			
8	0	0	この頁の小計			359,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			天野　行雄			359,	000		千葉市稲毛区園生町487-63	千葉県議会議員	
						30,	000	27.1.21			
						30,	000	27.2.20			
						30,	000	27.3.20			
						30,	000	27.4.21			
						30,	000	27.5.21			
						30,	000	27.6.19			
						29,	000	27.7.21			
						30,	000	27.8.21			
						30,	000	27.9.18			
						30,	000	27.10.21			
						30,	000	27.11.20			
						30,	000	27.12.21			
8	0	0	この頁の小計			359,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			大川　忠夫 〃			90,	000 〃		千葉市花見川区畑町599-17 〃	千葉県議会議員	
						30,	000 〃	27.2.20 〃			
						30,	000 〃	27.3.20 〃			
						30,	000 〃	27.4.21 〃			
8	0	0	この頁の小計			90,	000 〃				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）				寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額（十億／百万／千／円）	年月日	住所	職業	備考
			石井　敏雄	359,000		八千代市桑納430・431番地合併	千葉県議会議員	
				30,000	27.1.21			
				30,000	27.2.20			
				30,000	27.3.20			
				30,000	27.4.21			
				30,000	27.5.21			
				30,000	27.6.19			
				29,000	27.7.21			
				30,000	27.8.21			
				30,000	27.9.18			
				30,000	27.10.21			
				30,000	27.11.20			
				30,000	27.12.21			
8	0	0	この頁の小計	359,000				
8	1	0	その他の寄附	0		→ ※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0	合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			鈴木　均 〃			239,	000 〃		習志野市津田沼7-16-21-202 〃	千葉県議会議員	
						30,	000 〃	27.5.21 〃			
						30,	000 〃	27.6.19 〃			
						29,	000 〃	27.7.21 〃			
						30,	000 〃	27.8.21 〃			
						30,	000 〃	27.9.18 〃			
						30,	000 〃	27.10.21 〃			
						30,	000 〃	27.11.20 〃			
						30,	000 〃	27.12.21 〃			
8	0	0	この頁の小計			239,	000 〃				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			竹内　圭司			359,	000		千葉市緑区おゆみ野3-17-10-203	千葉県議会議員	
						30,	000	27.1.21			
						30,	000	27.2.20			
						30,	000	27.3.20			
						30,	000	27.4.21			
						30,	000	27.5.21			
						30,	000	27.6.19			
						29,	000	27.7.21			
						30,	000	27.8.21			
						30,	000	27.9.18			
						30,	000	27.10.21			
						30,	000	27.11.20			
						30,	000	27.12.21			
8	0	0	この頁の小計			359,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	寄附者の区分	住所	個人	職業	備考
			堀江　はつ			120	000			船橋市西船2-27-23		千葉県議会議員	
						30	000	27.1.21					
						30	000	27.2.20					
						30	000	27.3.20					
						30	000	27.4.21					
			野田　剛彦			269	000			船橋市習志野台4-54-7-303		千葉県議会議員	
						30	000	27.5.13					
						30	000	27.5.21					
						30	000	27.6.19					
						29	000	27.7.21					
						30	000	27.8.21					
						30	000	27.9.18					
						30	000	27.10.21					
						30	000	27.11.20					
						30	000	27.12.21					
8	0	0	この頁の小計			389	000						
8	1	0	その他の寄附				0						
9	0	0	合計										

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			守屋　貴子〃			269,	000〃		市川市東菅野2-4-18〃	千葉県議会議員	
						30,	000	27.5.21〃			
						30,	000	27.6.19〃			
						30,	000	27.6.29〃			
						29,	000	27.7.21〃			
						30,	000	27.8.21〃			
						30,	000	27.9.18〃			
						30,	000	27.10.21〃			
						30,	000	27.11.20〃			
						30,	000	27.12.21〃			
8	0	0	この頁の小計			269,	000〃				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）				金額 十億	百万	千	円	年月日	寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名						住所	職業	備考
			矢崎　堅太郎〃			359,	000〃		浦安市明海3-2-11-203〃	千葉県議会議員	
						30,	000〃	27.1.21〃			
						30,	000〃	27.2.20〃			
						30,	000〃	27.3.20〃			
						30,	000〃	27.4.21〃			
						30,	000〃	27.5.21〃			
						30,	000〃	27.6.19〃			
						29,	000〃	27.7.21〃			
						30,	000〃	27.8.21〃			
						30,	000〃	27.9.18〃			
						30,	000〃	27.10.21〃			
						30,	000〃	27.11.20〃			
						30,	000〃	27.12.21〃			
8	0	0	この頁の小計			359,	000〃				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			湯浅　和子 〃			120,	000 〃		松戸市小金原4-13-20 〃	千葉県議会議員	
						30,	000 〃	27.1.21 〃			
						30,	000 〃	27.2.20 〃			
						30,	000 〃	27.3.20 〃			
						30,	000 〃	27.4.21 〃			
			粕谷　淳子 〃			239,	000 〃		松戸市上本郷2735 〃	千葉県議会議員	
						30,	000 〃	27.5.21 〃			
						30,	000 〃	27.6.19 〃			
						29,	000 〃	27.7.21 〃			
						30,	000 〃	27.8.21 〃			
						30,	000 〃	27.9.18 〃			
						30,	000 〃	27.10.21 〃			
						30,	000 〃	27.11.20 〃			
						30,	000 〃	27.12.21 〃			
8	0	0	この頁の小計			359,	000 〃				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			礒部　裕和			359,	000		野田市岩名1-41-20	千葉県議会議員	
						30,	000	27.1.21			
						30,	000	27.2.20			
						30,	000	27.3.20			
						30,	000	27.4.21			
						30,	000	27.5.21			
						30,	000	27.6.19			
						29,	000	27.7.21			
						30,	000	27.8.21			
						30,	000	27.9.18			
						30,	000	27.10.21			
						30,	000	27.11.20			
						30,	000	27.12.21			
8	0	0	この頁の小計			359,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			中田　学			359,	000		柏市塚崎2-7-29	千葉県議会議員	
						30,	000	27.1.21			
						30,	000	27.2.20			
						30,	000	27.3.20			
						30,	000	27.4.21			
						30,	000	27.5.21			
						30,	000	27.6.19			
						29,	000	27.7.21			
						30,	000	27.8.21			
						30,	000	27.9.18			
						30,	000	27.10.21			
						30,	000	27.11.20			
						30,	000	27.12.21			
8	0	0	この頁の小計			359,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			田中　信行			359,	000		千葉市若葉区桜木7-3-34	千葉県議会議員	
						30,	000	27.1.21			
						30,	000	27.2.20			
						30,	000	27.3.20			
						30,	000	27.4.21			
						30,	000	27.5.21			
						30,	000	27.6.19			
						29,	000	27.7.21			
						30,	000	27.8.21			
						30,	000	27.9.18			
						30,	000	27.10.21			
						30,	000	27.11.20			
						30,	000	27.12.21			
8	0	0	この頁の小計			359,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）			寄附者の氏名	金額 十億	金額 百万	金額 千	金額 円	年月日	寄附者の区分	住所	職業	個人 備考
			鈴木　陽介〃			269,	000〃			四街道市美しが丘1-16-18-201〃	千葉県議会議員	
						30,	000〃	27.5.11〃				
						30,	000〃	27.5.21〃				
						30,	000〃	27.6.19〃				
						29,	000〃	27.7.21〃				
						30,	000〃	27.8.21〃				
						30,	000〃	27.9.18〃				
						30,	000〃	27.10.21〃				
						30,	000〃	27.11.20〃				
						30,	000〃	27.12.21〃				
8	0	0	この頁の小計			269,	000〃					
8	1	0	その他の寄附				0					
9	0	0	合計									

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間6万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			横堀　喜一郎			359,	000		茂原市茂原233	千葉県議会議員	
						30,	000	27.1.21			
						30,	000	27.2.20			
						30,	000	27.3.20			
						30,	000	27.4.21			
						30,	000	27.5.21			
						30,	000	27.6.19			
						29,	000	27.7.21			
						30,	000	27.8.21			
						30,	000	27.9.18			
						30,	000	27.10.21			
						30,	000	27.11.20			
						30,	000	27.12.21			
8	0	0	この頁の小計			359,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			石井　宏子			359,	000		君津市外箕輪4-14-12	千葉県議会議員	
						30,	000	27.1.21			
						30,	000	27.2.20			
						30,	000	27.3.20			
						30,	000	27.4.21			
						30,	000	27.5.21			
						30,	000	27.6.19			
						29,	000	27.7.21			
						30,	000	27.8.21			
						30,	000	27.9.18			
						30,	000	27.10.21			
						30,	000	27.11.20			
						30,	000	27.12.21			
8	0	0	この頁の小計			359,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			高橋　浩			359,	000		木更津市本郷1-6-23	千葉県議会議員	
						30,	000	27.1.21			
						30,	000	27.2.20			
						30,	000	27.3.20			
						30,	000	27.4.21			
						30,	000	27.5.21			
						30,	000	27.6.19			
						29,	000	27.7.21			
						30,	000	27.8.21			
						30,	000	27.9.18			
						30,	000	27.10.21			
						30,	000	27.11.20			
						30,	000	27.12.21			
8	0	0	この頁の小計			359,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			三井　美和香 〃			239,	000 〃		千葉市中央区登戸1-11-13-203 〃	千葉市議会議員	
						20,	000 〃	27.1.21 〃			
						20,	000 〃	27.2.20 〃			
						20,	000 〃	27.3.20 〃			
						20,	000 〃	27.4.21 〃			
						20,	000 〃	27.5.21 〃			
						20,	000 〃	27.6.19 〃			
						19,	000 〃	27.7.21 〃			
						20,	000 〃	27.8.21 〃			
						20,	000 〃	27.9.18 〃			
						20,	000 〃	27.10.21 〃			
						20,	000 〃	27.11.20 〃			
						20,	000 〃	27.12.21 〃			
8	0	0	この頁の小計			239,	000 〃				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）				寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額（十億 百万 千 円）	年月日	住所	職業	備考
			布施　貴良〃	239,000〃		千葉市美浜区高洲3-4-12-202〃	千葉市議会議員	
				20,000	27.1.21			
				20,000	27.2.20			
				20,000	27.3.20			
				20,000	27.4.21			
				20,000	27.5.21			
				20,000	27.6.19			
				19,000	27.7.21			
				20,000	27.8.21			
				20,000	27.9.18			
				20,000	27.10.21			
				20,000	27.11.20			
				20,000	27.12.21			
8	0	0	この頁の小計	239,000〃				
8	1	0	その他の寄附	0				
9	0	0	合計					

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）				寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額（十億 百万 千 円）	年月日	住所	職業	備考
			田畑　直子	239,000		千葉市美浜区真砂2-15-1-905	千葉市議会議員	
				20,000	27.1.21			
				20,000	27.2.20			
				20,000	27.3.20			
				20,000	27.4.21			
				20,000	27.5.21			
				20,000	27.6.19			
				19,000	27.7.21			
				20,000	27.8.21			
				20,000	27.9.18			
				20,000	27.10.21			
				20,000	27.11.20			
				20,000	27.12.21			
8	0	0	この頁の小計	239,000				
8	1	0	その他の寄附	0				
9	0	0	合計					

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

(その7－1)　個　人

(7)寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			川合　隆史 〃			239,	000 〃		千葉市稲毛区小仲台8-12-1-101 〃	千葉市議会議員	
			〃			20,	000 〃	27.1.21 〃	〃	〃	
			〃			20,	000 〃	27.2.20 〃	〃	〃	
			〃			20,	000 〃	27.3.20 〃	〃	〃	
			〃			20,	000 〃	27.4.21 〃	〃	〃	
			〃			20,	000 〃	27.5.21 〃	〃	〃	
			〃			20,	000 〃	27.6.19 〃	〃	〃	
			〃			19,	000 〃	27.7.21 〃	〃	〃	
			〃			20,	000 〃	27.8.21 〃	〃	〃	
			〃			20,	000 〃	27.9.18 〃	〃	〃	
			〃			20,	000 〃	27.10.21 〃	〃	〃	
			〃			20,	000 〃	27.11.20 〃	〃	〃	
			〃			20,	000 〃	27.12.21 〃	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計			239,	000 〃				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			三瓶　輝枝 〃			239,	000 〃		千葉市花見川区花園1-10-3-103 〃	千葉市議会議員	
						20,	000 〃	27.1.21 〃			
						20,	000 〃	27.2.20 〃			
						20,	000 〃	27.3.20 〃			
						20,	000 〃	27.4.21 〃			
						20,	000 〃	27.5.21 〃			
						20,	000 〃	27.6.19 〃			
						19,	000 〃	27.7.21 〃			
						20,	000 〃	27.8.21 〃			
						20,	000 〃	27.9.18 〃			
						20,	000 〃	27.10.21 〃			
						20,	000 〃	27.11.20 〃			
						20,	000 〃	27.12.21 〃			
8	0	0	この頁の小計			239,	000 〃				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－1）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			段木　和彦			239,	000		千葉市花見川区花島町430-8	千葉市議会議員	
						20,	000	27.1.21			
						20,	000	27.2.20			
						20,	000	27.3.20			
						20,	000	27.4.21			
						20,	000	27.5.21			
						20,	000	27.6.19			
						19,	000	27.7.21			
						20,	000	27.8.21			
						20,	000	27.9.18			
						20,	000	27.10.21			
						20,	000	27.11.20			
						20,	000	27.12.21			
8	0	0	この頁の小計			239,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			白鳥　誠 〃			239,	000 〃		千葉市緑区おゆみ野南2-97-9 〃	千葉市議会議員	
						20,	000 -	27.1.21 〃			
						20,	000 -	27.2.20 -			
						20,	000 -	27.3.20 -			
						20,	000 -	27.4.21 -			
						20,	000 -	27.5.21 〃			
						20,	000 -	27.6.19 -			
						19,	000 -	27.7.21 -			
						20,	000 -	27.8.21 -			
						20,	000 -	27.9.18 -			
						20,	000 -	27.10.21 〃			
						20,	000 -	27.11.20 -			
						20,	000 -	27.12.21 〃			
8	0	0	この頁の小計			239,	000 〃				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			麻生　紀雄			239,	000		千葉市若葉区都賀の台3-10-37	千葉市議会議員	
						20,	000	27.1.21			
						20,	000	27.2.20			
						20,	000	27.3.20			
						20,	000	27.4.21			
						20,	000	27.5.21			
						20,	000	27.6.19			
						19,	000	27.7.21			
						20,	000	27.8.21			
						20,	000	27.9.18			
						20,	000	27.10.21			
						20,	000	27.11.20			
						20,	000	27.12.21			
8	0	0	この頁の小計			239,	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			山口　勇			119,	000		八千代市八千代台東1-7-2	市議会議員	
						10,	000	27.1.21			
						10,	000	27.2.20			
						10,	000	27.3.20			
						10,	000	27.4.21			
						10,	000	27.5.21			
						10,	000	27.6.19			
						9,	000	27.7.21			
						10,	000	27.8.21			
						10,	000	27.9.18			
						10,	000	27.10.21			
						10,	000	27.11.20			
						10,	000	27.12.21			
8	0	0	この頁の小計			119,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			河野　慎一 〃			119,	000 〃		八千代市萱田町1028 〃	市議会議員	
						10,	000 〃	27.1.21 〃			
						10,	000 〃	27.2.20 〃			
						10,	000 〃	27.3.20 〃			
						10,	000 〃	27.4.21 〃			
						10,	000 〃	27.5.21 〃			
						10,	000 〃	27.6.19 〃			
						9,	000 〃	27.7.21 〃			
						10,	000 〃	27.8.21 〃			
						10,	000 〃	27.9.18 〃			
						10,	000 〃	27.10.21 〃			
						10,	000 〃	27.11.20 〃			
						10,	000 〃	27.12.21 〃			
8	0	0	この頁の小計			119,	000 〃				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			木村　孝 〃			179,	000 〃		習志野市谷津7-2-2 〃	市議会議員	
						60,	000 〃	27.1.20 〃			
						59,	000 〃	27.7.17 〃			
						60,	000 〃	27.12.25 〃			
			市角　雄幸 〃			119,	000 〃		習志野市大久保3-6-26 〃	市議会議員	
						59,	000 〃	27.6.22 〃			
						60,	000 〃	27.11.24 〃			
			竹内　直子 〃			30,	000 〃	27.5.8 〃	市原市ちはら台西1-3-401 〃	市議会議員	
8	0	0	この頁の小計			328,	000 〃				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			斉藤　誠 〃			119,	000 〃		船橋市海神4-22-12 〃	市議会議員	
						10,	000 〃	27.1.21 〃			
						10,	000 〃	27.2.20 〃			
						10,	000 〃	27.3.20 〃			
						10,	000 〃	27.4.21 〃			
						10,	000 〃	27.5.21 〃			
						10,	000 〃	27.6.19 〃			
						9,	000 〃	27.7.21 〃			
						10,	000 〃	27.8.21 〃			
						10,	000 〃	27.9.18 〃			
						10,	000 〃	27.10.21 〃			
						10,	000 〃	27.11.20 〃			
						10,	000 〃	27.12.21 〃			
8	0	0	この頁の小計			119,	000 〃				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			津曲　俊明			119,	000		船橋市高根台7-33-1-314	市議会議員	
						10,	000	27.1.15			
						10,	000	27.2.19			
						10,	000	27.3.10			
						20,	000	27.5.11			
						9,	000	27.7.9			
						10,	000	27.7.27			
						10,	000	27.9.17			
						20,	000	27.11.2			
						20,	000	27.11.30			
8	0	0	この頁の小計			119,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			岡田　亨			79,	000		船橋市市場4-20-11-204	市議会議員	
						10,	000	27.5.21			
						10,	000	27.6.19			
						9,	000	27.7.21			
						10,	000	27.8.21			
						10,	000	27.9.18			
						10,	000	27.10.21			
						10,	000	27.11.20			
						10,	000	27.12.21			
8	0	0	この頁の小計			79,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			三橋　三郎			79,	000		船橋市習志野台1-25-18-1	市議会議員	
						10,	000	27.5.21			
						10,	000	27.6.19			
						9,	000	27.7.21			
						10,	000	27.8.21			
						10,	000	27.9.18			
						10,	000	27.10.21			
						10,	000	27.11.20			
						10,	000	27.12.21			
			石原　義規			119,	000		市川市真間4-11-C202	市議会議員	
						59,	000	27.7.7			
						60,	000	27.12.9			
			西牟田　勲			79,	000		市川市八幡5-12-2	市議会議員	
						29,	000	27.7.3			
						50,	000	27.12.14			
8	0	0	この頁の小計			277,	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

(その７－１)　　個　人

(7) 寄附の内訳 (個人)								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			岡野　純子			179,	000		浦安市明海4-2-11-1902	市議会議員	
						60,	000	27.1.20			
						59,	000	27.6.25			
						60,	000	27.12.28			
			吉村　啓治			79,	000		浦安市富岡3-3-D-1102	市議会議員	
						10,	000	27.5.7			
						9,	000	27.7.2			
						60,	000	27.12.4			
			関根　治朗			119,	000		松戸市北松戸2-14-4	市議会議員	
						59,	000	27.6.26			
						60,	000	27.11.24			
8	0	0	この頁の小計			377,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			藤井　俊行			119,	000		流山市西初石1-776-36	市議会議員	
						10,	000	27.1.28			
						10,	000	27.2.24			
						10,	000	27.3.25			
						10,	000	27.4.30			
						10,	000	27.5.27			
						10,	000	27.6.22			
						9,	000	27.7.23			
						10,	000	27.8.31			
						10,	000	27.9.28			
						10,	000	27.10.26			
						10,	000	27.11.24			
						10,	000	27.12.28			
8	0	0	この頁の小計			119,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			石原　義雄〃			119,	000〃		野田市尾崎225〃	市議会議員	
						59,	000〃	27.6.19〃			
						60,	000〃	27.11.25〃			
			滝本　恵一〃			119,	000〃		野田市木間ケ瀬4874-8〃	市議会議員	
						59,	000〃	27.6.22〃			
						60,	000〃	27.11.27〃			
			小椋　直樹〃			119,	000〃		野田市尾崎台33-4〃	市議会議員	
						59,	000〃	27.6.26〃			
						60,	000〃	27.12.7〃			
			永野　正敏〃			119,	000〃		柏市豊四季816-515-102〃	市議会議員	
						59,	000〃	27.7.10〃			
						60,	000〃	27.12.16〃			
			岡田　智佳〃			40,	000〃	27.11.24〃	柏市柏6-1-3　プラウド柏506号〃	市議会議員	
			吉田　進〃			40,	000〃	27.11.26〃	柏市南増尾1-23-50〃	市議会議員	
8	0	0	この頁の小計			556,	000〃				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			飯塚　誠 〃			50,	000 〃		我孫子市湖北台10-10-4 〃	市議会議員	
						30,	000 〃	27.5.26			
						20,	000 〃	27.12.9			
			広瀬　義積 〃			119,	000 〃		四街道市さちが丘1-22-5	市議会議員	
						59,	000 〃	27.7.1 〃			
						60,	000 〃	27.12.25 〃			
			吉本　貴美子			119,	000 〃		四街道市大日118-13 〃	市議会議員	
						59,	000 〃	27.6.18 〃			
						60,	000 〃	27.11.22 〃			
8	0	0	この頁の小計			288,	000 〃				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			高木　大輔 〃			119,	000 〃		佐倉市上志津1599-6 〃	市議会議員	
						10,	000 〃	27.1.22 〃			
						10,	000 〃	27.2.24 〃			
						10,	000 〃	27.3.24 〃			
						10,	000 〃	27.4.21 〃			
						10,	000 〃	27.5.22 〃			
						10,	000 〃	27.6.16 〃			
						9,	000 〃	27.7.15 〃			
						10,	000 〃	27.8.21 〃			
						10,	000 〃	27.9.18 〃			
						10,	000 〃	27.10.21 〃			
						10,	000 〃	27.11.20 〃			
						10,	000 〃	27.12.11 〃			
8	0	0	この頁の小計			119,	000 〃				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 千億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			海保　茂喜 〃			119,	000 〃		成田市荒海5-4 〃	市議会議員	
						59,	000 〃	27.6.19 〃			
						60,	000 〃	27.12.7 〃			
			伊藤　昌一 〃			40,	000 〃	27.7.8 〃	成田市宝田1122 〃	市議会議員	
			鎌倉　金 〃			119,	000 〃		銚子市愛宕町3212-1-1 〃	市議会議員	
						59,	000 〃	27.7.7 〃			
						60,	000 〃	27.12.14 〃			
			山崎　等 〃			119,	000 〃		匝瑳市高2976 〃	市議会議員	
						40,	000 〃	27.4.30 〃			
						79,	000 〃	27.12.28 〃			
			前田　正志 〃			119,	000 〃		茂原市東茂原16-181 〃	市議会議員	
						59,	000 〃	27.6.19 〃			
						60,	000 〃	27.12.14 〃			
			飯嶋　桂 〃			29,	000 〃	27.6.30 〃	千葉県山武郡九十九里町片貝1345 〃	町議会議員	
8	0	0	この頁の小計			545,	000 〃				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
				十億 百万 千	円				
			平田　悦子〃		118,000〃		君津市南子安9-5-11〃	市議会議員	
					58,000〃	27.6.18〃			
					60,000〃	27.12.1〃			
			佐藤　繁夫〃		40,000〃	27.5.7〃	富里市御料952〃	市議会議員	
			栗原　恒治〃		119,000〃		富里市十倉185-453〃	市議会議員	
					60,000〃	27.5.7〃			
					59,000〃	27.12.4〃			
			針貝　和幸〃		119,000〃		鎌ヶ谷市北中沢2-21-35〃	市議会議員	
					59,000〃	27.6.24〃			
					60,000〃	27.11.24〃			
8	0	0	この頁の小計		396,000〃				
8	1	0	その他の寄附		0		→ ※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			玉木　実 〃			79,	000 〃		印西市高花2-14-7 〃	市議会議員	
						10,	000 〃	27.6.1 〃			
						10,	000 〃	27.6.23 〃			
						9,	000 〃	27.7.22 〃			
						10,	000 〃	27.8.27 〃			
						10,	000 〃	27.9.30 〃			
						20,	000 〃	27.12.11 〃			
						10,	000 〃	27.12.25 〃			
8	0	0	この頁の小計			79,	000 〃				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計		17,	769,	000	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その13-1）

３．支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項目					金額 十億	百万	千	円	備考
1 経常経費									
	(1) 人件費	0	1	0		17,	421,	454	
	(2) 光熱水費	0	2	0			493,	440	
	(3) 備品・消耗品費	0	3	0		1,	780,	867	
	(4) 事務所費	0	4	0		7,	179,	895	
小計 ((1)～(4))		8	0	0		26,	875,	656	
2 政治活動費					十億	百万	千	円	
	(1) 組織活動費	0	5	0		8,	260,	471	
	(2) 選挙関係費	0	6	0		50,	610,	348	
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※	0	7	0		1,	303,	338	うち本部・支部間の交付金 225,900
（内訳）	ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0			274,	500	うち本部・支部間の交付金 225,900
（内訳）	イ 宣伝事業費	0	9	0		1,	028,	838	
（内訳）	ウ 政治資金パーティー開催事業費	1	0	0				0	
（内訳）	エ その他の事業費	1	1	0				0	
	(4) 調査研究費	1	2	0			134,	871	
	(5) 寄附・交付金	1	3	0		12,	960,	000	うち本部・支部間の交付金 4,260,000
	(6) その他の経費	1	4	0		7,	200,	000	
小計 ((1)～(6))		8	0	1		80,	469,	028	うち本部・支部間の交付金合計 4,485,900 円
合計		9	0	0		107,	344,	684	←(800)行と(801)行の合計を記載すること。

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、（その16）を添付すること。

注意　支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細は表（その 14）、（その 15-1）及び（その 15-2）の注意書きを参照。

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その 14)	政治活動費内訳書(その 15-1)	政治活動費内訳書(その 15-2)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出 「コピー機により複写した領収書の写し」が必要	必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）	1件5万円以上の支出 「コピー機により複写した領収書の写し」が必要	不要 ※資金管理団体は必要		

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） ①．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　大会費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
大会会場費			342,	217	H27.2.23	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
大会懇親会代			735,	716	H27.2.23	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
議案印刷費			257,	040	H27.2.23	㈱弘報社印刷	千葉市緑区古市場町474-268	
大会看板代			65,	880	H27.2.23	㈱メロウリンク企画	千葉市中央区中央4-12-12中央土地建物ビル206号室	

この頁の小計		1,	400,	853
その他の支出			49,	680
合　計		1,	450,	533

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） ①．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （行事・会議費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
懇親会			128	000	H27.1.27	鷹ちゃん酒房	東京都千代田区平河町1-5-2青木ビル１Ｆ	
懇親会			220	718	H27.2.9	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
会議室料			53	752	H27.2.9	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
懇親会			235	994	H27.2.12	㈱千葉マリンスタジアム	千葉市中央区富士見1-3-2	
講師代			50	000	H27.3.22	野沢高一	宮城県仙台市泉区住吉台東2-4-6	
懇親会			52	808	H27.5.15	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
懇親会			142	560	H27.5.22	鷹ちゃん酒房	東京都千代田区平河町1-5-2青木ビル１Ｆ	
懇親会			59	076	H27.6.4	in season 魚や	松戸市新松戸2-30	
懇親会			309	729	H27.6.29	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
懇親会			259	039	H27.7.13	㈱千葉マリンスタジアム	千葉市中央区富士見1-3-2	
懇親会			100	000	H27.7.21	kani ka pila café puuhonua	市川市市川南3-3-25　１Ｆ	
懇親会			237	065	H27.7.23	(株)東天紅	東京都台東区池之端1-4-1	
懇親会			73	500	H27.9.7	函館厨房　魚まさ　札幌	北海道札幌市中央区南4条西5　Ｆ４５ビル8階	
この頁の小計		1	922	241				
その他の支出				0				
合計								

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別紙第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別紙第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） ①．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （行事・会議費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
懇親会 〃	50,000 〃	H27.9.28 〃	六時裏　浜庖丁 〃	千葉市若葉区桜木6-19-75	
バス代 〃	100,440 〃	H27.9.29 〃	鎌ヶ谷観光バス有限会社 〃	鎌ヶ谷市軽井沢2007番地	
懇親会 〃	50,085 〃	H27.10.27 〃	㈱千葉京成ホテル 〃	千葉市中央区本千葉町15-1	
懇親会 〃	235,578 〃	H27.11.9 〃	㈱千葉マリンスタジアム 〃	千葉市中央区富士見1-3-2	
バス代 〃	54,000 〃	H27.11.17 〃	名鉄観光サービス株式会社 〃	愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19　住友生命名古屋ビル８階	
宿泊代 〃	97,200 〃	H27.11.27 〃	名鉄観光サービス株式会社 〃	愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19　住友生命名古屋ビル８階	
視察旅費 〃	577,565 〃	H27.11.30 〃	(株)日本旅行千葉支店 〃	千葉市中央区中央2-3-16千葉センタースクエアビル４階	
懇親会 〃	54,200 〃	H27.12.17 〃	てば亭　遊楽 〃	千葉市中央区富士見2-17-4 藤井ビル２Ｆ	
懇親会 〃	55,000 〃	H27.12.24 〃	和ひろ 〃	千葉市中央区本千葉町1-6ビレッジ103-B1	

この頁の小計	1,274,068 〃	
その他の支出	1,317,655	→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
合計	4,513,964 〃	

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） ①．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分 小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　旅費交通費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計				0				
その他の支出		1	157	658				
合計		1	157	658				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） ①．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　涉外費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計				0				
その他の支出			448	200				
合計			448	200				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） ①．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分 小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交際費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
香典			50,	000	H27.5.29	吉峯理江	市川市八幡4-3-20	領収書なし
この頁の小計			50,	000				
その他の支出			640,	116				
合計			690,	116				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 ②．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分 小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　公認推薦料　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億　百万　千　円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
公認料	1,200,000	H27.3.16	網中　肇	千葉市中央区宮崎町663番地2 フェリス蘇我604号	
公認料	1,200,000	H27.3.16	河野　俊紀	千葉市美浜区打瀬1丁目2番地2 セントラルパーク・イーストF棟1305号	
公認料	1,200,000	H27.3.16	天野　行雄	千葉市稲毛区園生町487-63	
公認料	1,200,000	H27.3.16	田中　信行	千葉市若葉区桜木7丁目3番34号	
公認料	1,200,000	H27.3.16	竹内　圭司	千葉市緑区おゆみ野3-17-10-203	
公認料	1,200,000	H27.3.16	大川　忠夫	千葉市花見川区畑町599-17	
公認料	1,200,000	H27.3.16	石井　敏雄	八千代市桑納430、431番地合併	
公認料	1,200,000	H27.3.16	矢崎　堅太郎	浦安市明海3-2-11-203	
公認料	1,200,000	H27.3.16	磯部　裕和	野田市岩名1-59-13	
公認料	1,200,000	H27.3.16	中田　学	柏市塚崎2-7-29	
公認料	1,200,000	H27.3.16	横堀　喜一郎	茂原市茂原233	
公認料	1,700,000	H27.3.16	石井　宏子	君津市外箕輪4-14-12	
公認料	1,200,000	H27.3.16	高橋　浩	木更津市本郷1丁目6番23号	
この頁の小計	16,100,000				
その他の支出	0				
合計					

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 ②．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　公認推薦料　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所	備考
公認料	1,700,000	H27.3.16	野田　剛彦	船橋市習志野台4-54-7-303	
公認料	1,400,000	H27.3.16	守屋　貴子	市川市東菅野2-4-18	
公認料	1,400,000	H27.3.16	粕谷　淳子	松戸市上本郷2735	
公認料	1,700,000	H27.3.16	飯塚　誠	我孫子市湖北台10-10-4	
公認料	1,700,000	H27.3.16	鈴木　陽介	四街道市和良比915-3	
公認料	1,700,000	H27.3.16	鈴木　均	習志野市津田沼7-16-21-202	
公認料	1,700,000	H27.3.16	伊藤　仁	鎌ヶ谷市初富本町1-3-8-405	
公認料	1,700,000	H27.3.16	竹内　直子	市原市ちはら台西1-3-401	
公認料	1,600,000	H27.3.16	三井　美和香	千葉市中央区登戸1-11-13-203	
公認料	1,100,000	H27.3.16	布施　貴良	千葉市美浜区高洲3丁目4番12棟202号	
公認料	1,600,000	H27.3.16	田畑　直子	千葉市美浜区真砂2-15-1-905	
公認料	1,100,000	H27.3.16	川合　隆史	千葉市稲毛区小仲台8-12-1-101	
公認料	1,600,000	H27.3.16	三瓶　輝枝	千葉市花見川区花園1-10-3-103	
この頁の小計	20,000,000				
その他の支出	0				
合計					

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 ②．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分 小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　公認推薦料　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所	備考
公認料		1,	100,	000	H27.3.16	段木　和彦	千葉市花見川区花島町430-8	
公認料		1,	100,	000	H27.3.16	麻生　紀雄	千葉市若葉区都賀の台3-10-37	
公認料		1,	100,	000	H27.3.16	白鳥　誠	千葉市緑区おゆみ野南2-97-9	
公認料			400,	000	H27.3.16	市角　雄幸	習志野市大久保1-8-13	
公認料			400,	000	H27.3.16	斉藤　誠	船橋市海神4-22-12	
公認料			500,	000	H27.3.16	三橋　三郎	船橋市海神町南1丁目1449-1-602	
公認料			500,	000	H27.3.16	岡田　亨	船橋市市場4-20-11-204	
公認料			400,	000	H27.3.16	石原　義規	市川市真間4-11-C202	
公認料			500,	000	H27.3.16	西牟田　勲	市川市八幡5丁目12番2号	
公認料			400,	000	H27.3.16	岡野　純子	浦安市明海4-2 11-1902	
公認料			500,	000	H27.3.16	吉村　啓治	浦安市富岡3-3-D-1102	
公認料			400,	000	H27.3.16	藤井　俊行	流山市西初石1丁目776番地の36	
公認料			400,	000	H27.3.16	高木　大輔	佐倉市上志津1599-6	
この頁の小計		7,	700,	000				
その他の支出				0				
合計								

→※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別紙第8号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別紙第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 ②．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　公認推薦料　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所	備考
公認料			500	000	H27.3.16	玉木　実	印西市高花2-14-7	
公認料			400	000	H27.3.16	針貝　和幸	鎌ヶ谷市北中沢2-21-35	
推薦料			50	000	H27.3.16	長島　浩司	富里市日吉倉13-16 ネオハイツ成田508	
公認料			500	000	H27.3.16	藤田　仁志	白井市富士151番地の2 白井ロジュマン1315号	
推薦料			50	000	H27.3.23	つまがり　俊明	船橋市高根台7-33-1-314	
推薦料			50	000	H27.3.27	鎌倉　金	銚子市愛宕町3212番地 メゾン愛宕1-1	
公認料			400	000	H27.3.31	木村　孝	習志野市谷津7-2-2	
公認料			400	000	H27.7.13	永野　正敏	柏市豊四季816-515 サンクレイドル南柏102	
公認料			500	000	H27.7.13	岡田　智佳	柏市柏6丁目1番3-506号	
公認料			500	000	H27.7.13	吉田　進	柏市南増尾1丁目23-50	
推薦料			50	000	H27.8.19	平田　悦子	君津市南子安9-5-11	
公認料			400	000	H27.11.4	飯塚　誠	我孫子市湖北台10-10-4	
この頁の小計		3	800	000				
その他の支出				0				
合計		47	600	000				

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 ②．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　選挙宣伝費　）

支出の目的（具体的に記入すること。）	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
チラシデザイン代	61,560	H27.2.9	㈱メロウリンク企画	千葉市中央区中央4-12-12中央土地建物ビル206号室	
チラシ制作費	993,600	H27.4.2	ルーツ・インターナショナル	千葉市若葉区若松町794-23	
ビラ印刷代	1,909,008	H27.4.3	㈱メロウリンク企画	千葉市中央区中央4-12-12中央土地建物ビル206号室	
この頁の小計	2,964,168				
その他の支出	46,180				
合計	3,010,348				

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ③．機関紙誌の発行事業費　　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　制作・印刷費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
「プレス民主」代金 〃			112	150 〃	H27.5.25 〃	民主党プレス民主編集部 〃	東京都千代田区永田町1-11-1	
「プレス民主」代金 〃			113	750 〃	H27.10.29 〃	民主党プレス民主編集部 〃	東京都千代田区永田町1-11-1	
この頁の小計			225	900 〃				
その他の支出			48	600				
合計			274	500 〃				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　７．寄附・交付金 ④．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　宣伝広告費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
新聞広告料			399,	600	H27.4.1	(株)読売千葉広告社	千葉市中央区富士見2-17-16	
ＨＰ年間保守料			134,	827	H27.5.25	(株)メロウリンク企画	千葉市中央区中央4-12-12中央土地建物ビル206号室	
ＨＰ更新料			60,	000	H27.7.1	いさおリンク	東京都東久留米市南沢5-18-5	
ＨＰ一部更新料			54,	000	H27.12.18	いさおリンク	東京都東久留米市南沢5-18-5	
この頁の小計			648,	427				
その他の支出				0				
合計			648,	427				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　７．寄附・交付金 ④．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （遊説費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
宣伝車保険代 〃			86	480 〃	H27.3.3 〃	損害保険ジャパン日本興亜（株） 〃	東京都新宿区西新宿1-26-1	
看板代 〃			97	200 〃	H27.11.30 〃	（株）アイネット 〃	千葉市中央区富士見2-16-4三社プラザビル8F	
この頁の小計			183	680 〃				
その他の支出			196	731				
合計			380	411 〃				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　⑥．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （書籍購入費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
地方選挙の手引き			116	640	H27.2.9	(株)ぎょうせい	東京都江東区新木場1-18-11	
この頁の小計			116	640				
その他の支出			18	231				
合計			134	871				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 2．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　⑦．寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　寄附金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附金			200	000	H27.1.29	あみなか肇後援会	千葉市中央区宮崎町663-2-604	
寄附金			200	000	H27.1.29	河野としのりを支える会	千葉市美浜区打瀬1-2-2　セントラルパーク・イーストF1305	
寄附金			200	000	H27.1.29	天野ゆきお後援会	千葉市稲毛区穴川2-12-6　穴川第一ビル１Ｆ	
寄附金			200	000	H27.1.29	石井としお後援会	八千代市萱田2237-16　タキノビル1F	
寄附金			200	000	H27.1.29	竹内　圭司	千葉市緑区おゆみ野3-17-10-203	
寄附金			200	000	H27.1.29	はつらつ県政を実現させる市民の会	船橋市西船2-27-23	
寄附金			200	000	H27.1.29	地方政治政策研究会	浦安市今川4-2-2-1	
寄附金			200	000	H27.1.29	湯浅和子後援会	松戸市小金原4-13-20	
寄附金			200	000	H27.1.29	礒部　裕和	野田市岩名1-59-13	
寄附金			200	000	H27.1.29	中田学会	柏市塚崎2-7-29	
寄附金			200	000	H27.1.29	田中信行後援会	千葉市若葉区桜木6-14-6　クレインシティ107	
寄附金			200	000	H27.1.29	横堀　喜一郎	茂原市茂原233	
寄附金			200	000	H27.1.29	石井ひろ子後援会	君津市東坂田1-5-15	
この頁の小計		2	600	000				
その他の支出				0				
合計								

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　寄附金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所	備考
寄附金			200	000	H27.1.29	高橋　浩	木更津市東太田1-9-30	
寄附金			100	000	H27.1.29	三井美和香後援会	千葉市中央区登戸1-11-13-203	
寄附金			100	000	H27.1.29	布施まさよし後援会	千葉市美浜区高洲3-4-12-101	
寄附金			100	000	H27.1.29	たばた直子後援会	千葉市美浜区真砂3-4-4　2Ｆ	
寄附金			100	000	H27.1.29	川合隆史後援会	千葉市稲毛区小仲台8-12-1-101	
寄附金			100	000	H27.1.29	三瓶　輝枝	千葉市花見川区花園1-10-3-103	
寄附金			100	000	H27.1.29	段木　和彦	千葉市花見川区花島町430-8	
寄附金			100	000	H27.1.29	白鳥誠後援会	千葉市緑区おゆみ野南2-97-9	
寄附金			100	000	H27.1.29	麻生のりお後援会	千葉市若葉区都賀の台3-10-37	
寄附金			100	000	H27.1.29	木村　孝	習志野市谷津7-2-2	
寄附金			100	000	H27.1.29	いちずみ雄幸後援会	習志野市大久保1-8-13	
寄附金			100	000	H27.1.29	竹内　直子	市原市ちはら台西1-3-401	
寄附金			100	000	H27.1.29	さいとう誠と政策を作る会	船橋市海神4-22-12	
この頁の小計		1	400	000				
その他の支出				0				
合計								

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　寄附金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所	備考
寄附金			100	000	H27.1.29	野田　剛彦	船橋市習志野台4-54-7-303	
寄附金			100	000	H27.1.29	津曲　俊明	船橋市高根台7-33-1-314	
寄附金			100	000	H27.1.29	貴風会	市川市南八幡4-7-3　本八幡グリーンプラザ402号	
寄附金			100	000	H27.1.29	岡野　純子	浦安市明海4-2　11-1902	
寄附金			100	000	H27.1.29	石原よしのりと明日の市川を創る会	市川市真間4-11-C202	
寄附金			100	000	H27.1.29	藤井俊行後援会	流山市西初石1-776-36	
寄附金			100	000	H27.1.29	永野　正敏	柏市豊四季816の515の102号	
寄附金			100	000	H27.1.29	飯塚　誠	我孫子市湖北台10-10-4	
寄附金			100	000	H27.1.29	広瀬よしづみ後援会	四街道市さちが丘1丁目22番5号	
寄附金			100	000	H27.1.29	吉本きみ子と市民の会	四街道市大日118-13	
寄附金			100	000	H27.1.29	すずき陽介を育てる会	四街道市和良比915-3	
寄附金			100	000	H27.1.29	桐生　政広	佐倉市中志津3-9-1	
寄附金			100	000	H27.1.29	高木　大輔	佐倉市上志津1599-6	
この頁の小計		1	300	000				
その他の支出				0				
合計								

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　寄附金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所	備考
寄附金			100	000	H27.1.29	いとう昌一後援会	成田市宝田1122	
寄附金			100	000	H27.1.29	海保　茂喜	成田市荒海5-4	
寄附金			100	000	H27.1.29	鎌倉　金	銚子市愛宕町3212-1-1	
寄附金			100	000	H27.1.29	前田正志後援会	茂原市東茂原16-181	
寄附金			100	000	H27.1.29	飯嶋　桂	山武郡九十九里町片貝1345番地	
寄附金			100	000	H27.1.29	佐藤　繁夫	富里市御料952	
寄附金			100	000	H27.1.29	栗原　恒治	富里市十倉185-453	
寄附金			100	000	H27.1.29	梨の会	鎌ヶ谷市北中沢3-10-31	
寄附金			100	000	H27.3.2	松崎政経懇話会	柏市亀甲台町1丁目14番1号	
寄附金			600	000	H27.5.1	飯塚　毓	我孫子市湖北台10-10-4	
寄附金			600	000	H27.5.1	竹内　直子	市原市ちはら台西1-3-401	
寄附金			600	000	H27.5.1	伊藤　仁	鎌ヶ谷市初富本町1-3-8-405	
寄附金			300	000	H27.5.1	藤田　仁志	白井市富士151-2-1315	
この頁の小計		3	000	000				
その他の支出				0				
合計								

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　寄附金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所	備考
寄附金			300	000	H27.5.1	長島　浩司	富里市日吉倉13-16　ネオハイツ成田508	
寄附金			100	000	H27.9.17	民主政令指定都市政策協議会	神奈川県川崎市川崎区宮本町１番地　川崎市役所第二庁舎内	
この頁の小計			400	000				
その他の支出				0				
合計		8	700	000				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億　百万　千　円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金	200,000	H27.4.6	民主党千葉県第2総支部	八千代市萱田2237-16　タキノビル1F	
交付金	100,000	H27.4.6	民主党千葉県第7区総支部	流山市西初石1-776-36	
交付金	90,000	H27.4.30	民主党千葉県第2総支部	八千代市萱田2237-16　タキノビル1F	
交付金	90,000	H27.4.30	民主党千葉県第7区総支部	流山市西初石1-776-36	
交付金	240,000	H27.4.30	民主党千葉県第8総支部	柏市千代田1-5-50	
交付金	90,000	H27.4.30	民主党千葉県第11区総支部	茂原市小林1978-31	
交付金	90,000	H27.4.30	民主党千葉県第12区総支部	木更津市東太田1-9-30	
交付金	60,000	H27.5.27	民主党千葉県参議院選挙区第5総支部	千葉市中央区新千葉2-1-6 第1石橋ビル2F 204号	
交付金	60,000	H27.6.22	民主党千葉県参議院選挙区第5総支部	千葉市中央区本町2-2-6　パークサイド小柴102号	
交付金	90,000	H27.6.22	民主党千葉県第2総支部	八千代市萱田2237-16　タキノビル1F	
交付金	90,000	H27.6.22	民主党千葉県第7区総支部	流山市西初石1-776-36	
交付金	90,000	H27.6.22	民主党千葉県第8総支部	柏市千代田1-5-50	
交付金	300,000	H27.6.22	民主党千葉県第8総支部	柏市千代田1-5-50	
この頁の小計	1,590,000				
その他の支出	0				
合計					

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所	備考
交付金			90	000	H27.6.22	民主党千葉県第11区総支部	茂原市小林1978-31	
交付金			90	000	H27.6.22	民主党千葉県第12区総支部	木更津市東太田1-9-30	
交付金			60	000	H27.7.23	民主党千葉県参議院選挙区第5総支部	千葉市中央区本町2-2-6　ﾊﾟｰｸｻｲﾄﾞ小柴102号	
交付金			60	000	H27.8.25	民主党千葉県参議院選挙区第5総支部	〃	
交付金			60	000	H27.9.24	民主党千葉県参議院選挙区第5総支部	〃	
交付金			60	000	H27.10.23	民主党千葉県参議院選挙区第5総支部	〃	
交付金			100	000	H27.11.5	民主党千葉県第8総支部	柏市千代田1-5-50	
交付金			60	000	H27.11.24	民主党千葉県参議院選挙区第5総支部	千葉市中央区本町2-2-6　ﾊﾟｰｸｻｲﾄﾞ小柴102号	
交付金			60	000	H27.12.22	民主党千葉県参議院選挙区第5総支部	〃	
この頁の小計			640	000				
その他の支出		2	030	000				
合計		4	260	000				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　⑧．その他の経費	項目別区分 小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　貸付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億　百万　千　円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
貸付金	600,000	H27.2.2	守屋　貴子	市川市東菅野2-4-18	
貸付金	600,000	H27.2.2	安藤　淳子	松戸市上本郷2735	
貸付金	600,000	H27.3.9	鈴木　均	習志野市津田沼7-16-21-202	
貸付金	600,000	H27.3.9	伊藤　仁	鎌ヶ谷市初富本町1-3-8-405	
貸付金	600,000	H27.3.9	飯塚　誠	我孫子市湖北台10-10-4	
貸付金	300,000	H27.3.9	吉村　啓治	浦安市富岡3-3-D-1102	
貸付金	300,000	H27.3.9	長島　浩司	富里市日吉倉13番地16　ネオハイツ成田508号	
貸付金	300,000	H27.3.9	三橋　三郎	船橋市海神町南一丁目1449-1-602	
貸付金	600,000	H27.3.13	野田　剛彦	船橋市習志野台4-54-7-303	
貸付金	300,000	H27.3.13	西牟田　勲	市川市八幡5丁目12番2号	
貸付金	300,000	H27.3.13	藤田　仁志	白井市富士151番地の2　白井ロジュマン1315号	
貸付金	300,000	H27.3.13	玉木　実	印西市高花2-14-7	
貸付金	600,000	H27.3.23	竹内　直子	市原市ちはら台西1-3-401	
この頁の小計	6,000,000				
その他の支出	0				
合計					

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　Ⓑ．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　貸付金　）

支出の目的（※具体的に記入すること。）	金額（十億 / 百万 / 千 / 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所）	備考
貸付金 〃	600,000 〃	H27.3.23 〃	鈴木陽介 〃	四街道市和良比915-3	
貸付金 〃	300,000 〃	H27.6.29 〃	岡田　智佳 〃	柏市柏6丁目1番3-506号	
貸付金 〃	300,000 〃	H27.6.29 〃	吉田　進 〃	柏市南増尾1丁目23-50	
この頁の小計	1,200,000 〃				
その他の支出	0				
合　計	7,200,000 〃				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			寄附・交付金			200,	000	H27.4.6	民主党千葉県第２総支部	八千代市萱田2237-16　タキノビル1F	
			寄附・交付金			100,	000	H27.4.6	民主党千葉県第7区総支部	流山市西初石1-776-36	
			寄附・交付金			90,	000	H27.4.30	民主党千葉県第2総支部	八千代市萱田2237-16　タキノビル1F	
			寄附・交付金			90,	000	H27.4.30	民主党千葉県第7区総支部	流山市西初石1-776-36	
			寄附・交付金			240,	000	H27.4.30	民主党千葉県第8総支部	柏市千代田1-5-50	
			寄附・交付金			90,	000	H27.4.30	民主党千葉県第11区総支部	茂原市小林1978-31	
			寄附・交付金			90,	000	H27.4.30	民主党千葉県第12区総支部	木更津市東太田1-9-30	
			寄附・交付金			60,	000	H27.5.27	民主党千葉県参議院選挙区第5総支部	千葉市中央区新千葉2-1-6　第1石橋ﾋﾞﾙ2F　204号	
			寄附・交付金			60,	000	H27.6.22	民主党千葉県参議院選挙区第5総支部	千葉市中央区本町2-2-6　ﾊﾟｰｸｻｲﾄﾞ小柴102号	
			寄附・交付金			90,	000	H27.6.22	民主党千葉県第2総支部	八千代市萱田2237-16　タキノビル1F	
			寄附・交付金			90,	000	H27.6.22	民主党千葉県第7区総支部	流山市西初石1-776-36	
			寄附・交付金			90,	000	H27.6.22	民主党千葉県第8総支部	柏市千代田1-5-50	
			寄附・交付金			300,	000	H27.6.22	民主党千葉県第8総支部	柏市千代田1-5-50	
			寄附・交付金			90,	000	H27.6.22	民主党千葉県第11区総支部	茂原市小林1978-31	
			寄附・交付金			90,	000	H27.6.22	民主党千葉県第12区総支部	木更津市東太田1-9-30	
8	0	0	この頁の小計		1	770,	000				
9	0	0	合計								

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			寄附・交付金			60,	000	H27.7.23	民主党千葉県参議院選挙区第5総支部	千葉市中央区本町2-2-6 ﾊﾟｰｸｻｲﾄﾞ小柴102号	
			寄附・交付金			60,	000	H27.8.25	〃	〃	
			寄附・交付金			60,	000	H27.9.24	〃	〃	
			寄附・交付金			60,	000	H27.10.23	〃	〃	
			寄附・交付金			100,	000	H27.11.5	民主党千葉県第8総支部	柏市千代田1-5-50	
			寄附・交付金			60,	000	H27.11.24	民主党千葉県参議院選挙区第5総支部	千葉市中央区本町2-2-6 ﾊﾟｰｸｻｲﾄﾞ小柴102号	
			寄附・交付金			60,	000	H27.12.22	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.1.23	民主党千葉県第2総支部	八千代市萱田2237-16 タキノビル1F	
			寄附・交付金			30,	000	H27.2.25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.3.25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.5.27	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.7.23	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.8.25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.9.24	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.10.23	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計			700,	000				
9	0	0	合計								

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			寄附・交付金			30,	000	H27.11.24	民主党千葉県第2総支部	八千代市萱田2237-16　タキノビル1F	
			寄附・交付金			30,	000	H27.12.22	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.1.23	民主党千葉県第7区総支部	流山市西初石1-776-36	
			寄附・交付金			30,	000	H27.2.25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.3.25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.5.27	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.7.23	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.8.25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.9.24	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.10.23	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.11.24	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.12.22	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.1.23	民主党千葉県第8総支部	柏市千代田1-5-50	
			寄附・交付金			30,	000	H27.2.25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.3.25	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計			450,	000				
9	0	0	合計								

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			寄附・交付金			30,	000	H27.5.27	民主党千葉県第8総支部	柏市千代田1-5-50	
			寄附・交付金			30,	000	H27.7.23	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.8.25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.9.24	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.10.23	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.11.24	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.12.22	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.1.23	民主党千葉県第11区総支部	茂原市小林1978-31	
			寄附・交付金			30,	000	H27.2.25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.3.25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.5.27	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.7.23	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.8.25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.9.24	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.10.23	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計			450,	000				
9	0	0	合計								

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			寄附・交付金			30,	000	H27.11.24	民主党千葉県第11区総支部	茂原市小林1978-31	
			寄附・交付金			30,	000	H27.12.22	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.1.23	民主党千葉県第12区総支部	木更津市東太田1-9-30	
			寄附・交付金			30,	000	H27.2.25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.3.25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.5.27	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.7.23	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.8.25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.9.24	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.10.23	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.11.24	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H27.12.22	〃	〃	
			機関紙誌の発行事業費			112,	150	H27.5.25	民主党プレス民主編集部	東京都千代田区永田町1-11-1	
			機関紙誌の発行事業費			113,	750	H27.10.29	民主党プレス民主編集部	東京都千代田区永田町1-11-1	
8	0	0	この頁の小計			585,	900				
9	0	0	合計								

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			寄附・交付金			40,	000	H27.5.27	民主党千葉県第１区総支部	千葉市中央区富士見2-9-28第１山崎ビル６階	
			寄附・交付金			40,	000	H27.6.22	〃	〃	
			寄附・交付金			40,	000	H27.7.23	〃	〃	
			寄附・交付金			40,	000	H27.8.25	〃	〃	
			寄附・交付金			40,	000	H27.9.24	〃	〃	
			寄附・交付金			40,	000	H27.10.23	〃	〃	
			寄附・交付金			40,	000	H27.11.24	〃	〃	
			寄附・交付金			40,	000	H27.12.22	〃	〃	
			寄附・交付金			20,	000	H27.5.27	民主党千葉県参議院選挙区第４総支部	柏市中央町5-21-705	
			寄附・交付金			20,	000	H27.6.22	〃	〃	
			寄附・交付金			20,	000	H27.7.23	〃	〃	
			寄附・交付金			20,	000	H27.8.25	〃	〃	
			寄附・交付金			20,	000	H27.9.24	〃	〃	
			寄附・交付金			20,	000	H27.10.23	〃	〃	
			寄附・交付金			20,	000	H27.11.24	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計			460,	000				
9	0	0	合計								

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			寄附・交付金			40,	000	H27.12.22	民主党千葉県参議院選挙区第４総支部	柏市中央町5-21-705	
			寄附・交付金			30,	000	H27.12.22	民主党千葉県第３区総支部	千葉市緑区おゆみ野南2-97-9	
8	0	0	この頁の小計			70,	000				
9	0	0	合計		4,	485,	900				

(その17)

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無						
資産等の項目別区分	14		16	有 88 ※注(3)参照	無	備考
ア　土地	0	1	0	☐	☑	
イ　建物	0	2	0	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	☑	☐	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0	☐	☑	
カ　金銭信託	0	6	0	☐	☑	
キ　有価証券	0	7	0	☐	☑	
ク　出資による権利	0	8	0	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	☑	☐	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	☐	☑	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。
(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳				項目別区分	（該当する項目に○） 01 土地　02 建物　03 地上権等　04 動産　05 預金等　06 金銭信託　07 有価証券　08 出資　09 貸付金　10 敷金　11 会員権等　12 借入金					
			摘要	金額					年月日	備考
					十億	百万	千	円		
			街頭宣伝車			4,657,	951		H22.2.23	1台
			印刷機			1,100,	000		H18.6.27	1台
8	0	0	この頁の小計			5,757,	951			
9	0	0	合計			5,757,	951			

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その18)

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	(該当する項目に○) 01 土地　04 動産　07 有価証券　⑩ 敷金 02 建物　05 預金等　08 出資　11 会員権等 03 地上権等　06 金銭信託　09 貸付金　12 借入金

			摘要	金額				年月日	備考
				十億	百万	千	円		
			有限会社　芳野総業		1,	191,	828	H17.2.22	
8	0	0	この頁の小計		1,	191,	828		
9	0	0	合計		1,	191,	828		

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

（その20）

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

☑ 領収書等の写し

☐ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

※添付した書類の「☐」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 28 年 3 月 4 日

政治団体の名称　民主党千葉県総支部連合会

会計責任者の氏名　田中　信行　㊞

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名　　㊞）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要